

<資料1>

厚生労働省所管の研究開発機関における
インハウス研究の中核とすべきものについて

国が政策的に実施すべき対象について、国民共通の基盤となり、特定の団体・個人に裨益するものではない研究であって、以下のいずれかに該当するもの。

1. 長期的・継続的な取組が必須な基盤的・重点的な研究。
2. 現在直面する政策課題や近い将来において重要な政策課題となり得る問題を解決するため、積極的・先駆的に取り組むべき研究。
3. 全国的なネットワークの中核機関であることなど、民間企業や大学等の研究機関では実現し難い特徴のある研究基盤・環境を活用した研究であって、他の研究機関では取り組みが期待できない文は実施が困難な研究。
4. 規制の科学的根拠となる基準の策定など公権力

の行使そのものに直結する研究。

5. 国の施策の推進に関わる国や自治体等の関係者の養成又は訓練等に資する研究
6. 國際的に、当該機関が國の代表として働くこと
に直結する研究。